

I 所管行政の概要

下水道施設は、健康で文化的な生活、快適な居住環境を実現させる上で、必要不可欠な生活基盤施設です。また、河川や湖沼などの公共用水域の水質保全を図るためにも、欠かすことのできない施設です。当事務所では、市町村が整備する公共下水道事業との連携を図りながら、流域下水道施設の建設・改築更新、運転管理、維持管理、水質管理に取り組んでおり、その概要は次のとおりです。

1 所管業務

「利根川流域別下水道整備総合計画」に基づき、6処理区における水質浄化センターの建設・改築更新と幹線管渠の築造・改築とともに、そのうち4処理区（奥利根、県央、桐生、西邑楽）における水質浄化センターの運転、維持及び水質の管理をしています。

なお、4処理区（奥利根、県央、桐生、西邑楽）における水質浄化センターの維持管理業務については、昭和62年6月以降、財団法人群馬県下水道公社が実施していましたが、公社解散に伴い、平成20年4月に維持管理業務が群馬県に移行され、当事務所の所管となりました。それと同時に民間活力を活用した包括的民間委託を導入し、3年契約での第5期の委託が令和5年1月末で終了し、令和5年2月からは第6期の委託が開始されています。

（1）奥利根処理区（利根川上流流域下水道）の概要

沼田市、みなかみ町を対象に、県内初めての流域下水道として昭和52年から建設事業に着手し、昭和56年4月に供用を開始しました。供用済み管渠延長は、約14.6 kmです。

奥利根水質浄化センターは沼田市に位置し、年間約400万 m^3 の汚水を処理しています。

（2）県央処理区（利根川上流流域下水道）の概要

前橋市、高崎市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、吉岡町、玉村町、榛東村、甘楽町の10市町村を対象に、県内2番目の流域下水道として昭和53年から建設事業に着手し、昭和62年10月に供用を開始しました。供用済み管渠延長は、約142.3 kmです。

県央水質浄化センターは玉村町に位置し、年間約5,606万 m^3 の汚水を処理しています。

(3) 桐生処理区（東毛流域下水道）の概要

桐生市で既に供用開始されていた公共下水道施設を、平成7年4月1日に流域下水道施設として県に移管し、桐生市、みどり市の2市を対象に供用を開始しました。供用済み管渠延長は、約25.9 kmです。

桐生水質浄化センターは桐生市に位置し、年間約645万 m^3 の汚水を処理しています。

(4) 西邑楽処理区（東毛流域下水道）の概要

太田市、千代田町、大泉町、邑楽町の4市町を対象に、平成2年度から建設事業に着手し、平成12年4月1日に供用を開始しました。供用済み管渠延長は、約19.3 kmです。

西邑楽水質浄化センターは千代田町に位置し、年間約404万 m^3 の汚水を処理処理しています。

(5) 新田処理区（東毛流域下水道）の概要

太田市を対象に、平成3年度から事業着手し、平成18年7月1日に供用を開始しました。供用済み管渠延長は約20.7 kmです。

また、供用開始に合わせて下水道施設の運転管理、維持管理及び水質管理業務を太田市に委託しています。

利根備前島水質浄化センターは太田市に位置し、年間約216万 m^3 の汚水を処理処理しています。

(6) 佐波処理区（東毛流域下水道）の概要

伊勢崎市、太田市を対象に、平成13年度から事業着手し、平成20年9月27日に供用を開始しました。供用済み管渠延長は約26.4 kmです。

また、供用開始に合わせて下水道施設の運転管理、維持管理及び水質管理業務を伊勢崎市に委託しています。

平塚水質浄化センターは伊勢崎市に位置し、年間約146万 m^3 の汚水を処理しています。

2 主たる建設事業の執行状況

(1) 奥利根処理区

沼田ポンプ場沈砂池設備改築更新工事、同電気設備改築更新工事を実施しました。

(2) 県央処理区

沈砂池ポンプ棟脱臭設備改築更新工事、沈砂池ポンプ棟ポンプ井連絡ゲート設備改築更新工事、沈砂池ポンプ棟し渣搬出設備改築更新工事、沈砂池ポンプ棟し渣・脱臭電気設備改築更新工事、沈砂池ポンプ棟受変電設備改築更新工事、No.2 主ポンプ改築更新工事、同電気設備改築更新工事、同監視制御設備改築更新工事、分水槽池排水管切回し工事を実施しました。

(3) 桐生処理区

管理棟蓄電池設備改築更新工事、管理棟他空調換気設備改築更新工事を実施しました。

(4) 西邑楽処理区

沈砂池ポンプ棟他直流電源装置改築更新工事を実施しました。

(5) 新田処理区

建設事業はありませんでした。

(6) 佐波処理区

伊勢崎幹線の管渠築造工事（6-2工区、9-2工区、9-3工区）を実施しました。

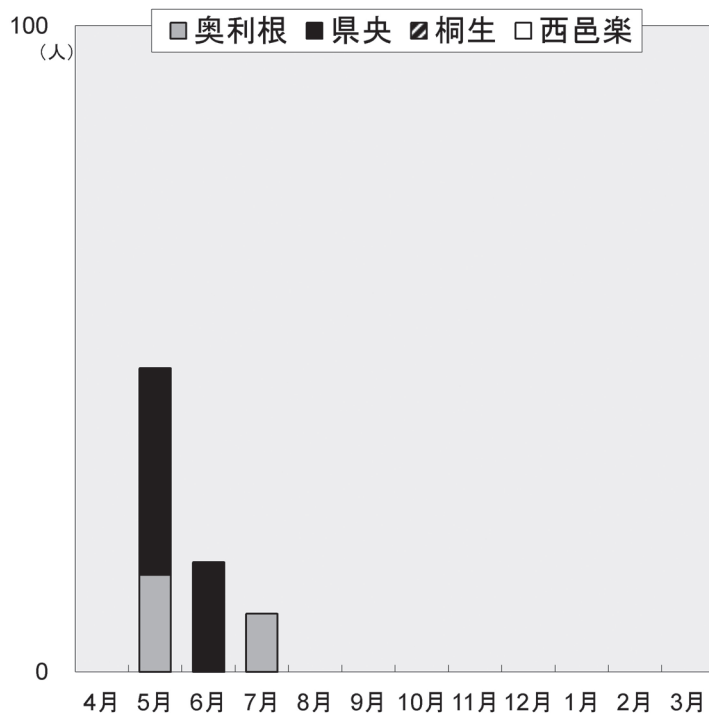
3 施設見学の実績

(1) 見学者月別件数

(単位：人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
奥利根	一般	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学校	0	15	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	24
	官公庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	15	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	24
県 央	一般	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	官公庁	0	32	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49
	計	0	32	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49
桐 生	一般	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	官公庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西 邑 楽	一般	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	官公庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 処理区 合計	一般	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学校	0	15	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	24
	官公庁	0	32	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49
	合 計	0	47	17	9	0	0	0	0	0	0	0	0	73

(2) 見学者の推移



※新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、各水質浄化センターの所在市町村が、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく警戒レベルが3以上又はまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施区域とされた場合は、施設見学の受付を中止していました。